特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・ひとり親家庭等の児童の健全育成と福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給する事務。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル	名
児童扶養手当システムファイル	ン、宛名ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、 別表の56の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項 【情報提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月15日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か			令和6年10月15日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

上きい値判断結果基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書	l	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それそ	がれ重点項目評価書	*又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じたノ	、手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	フークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	・認定請求・各種届出書の届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・児童手当システムへ入力内容を反映する際には、入力担当と点検担当を別にし二重チェックを行うことで資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。				

9. 監査								
実施の有無		[]]自己点検	[0]	内部監査]	〕外部監査	
10. 従業者に対する	教育▪啓	発						
従業者に対する教育・科	啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行)
11. 最も優先度が高	いと考え	られ	る対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考 る対策		(選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	権限のない者によっ 技 的外の入手が行れ 目的を超えた紐付け 権限のない者によっ を超えた組付ける を記ませは、移口一位 情報提供ネットワーク 情報提供ネットワーク 特定者に対する教育	つれるリスク 、事務に必 て不正に使 な使用等の 行われるリン ウシステムを フシステムを しい・滅失・見	への対策 要のない情幸 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	限との紐付けがれ クへの対策 対策 (委託や情報提供ネ 外の入手が行わ な提供が行われ	ットワークシステムをj れるリスクへの対	通じた提供を除く。) 対策
当該対策は十分か【再		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分である 3) 課題が残	る されている	
判断の根拠	2		びシステムへのログ。 抑止するとともに、損。 。					

変更箇所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	表紙、I 1①事務の名称	児童扶養手当等に関する事務	児童扶養手当に関する事務	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 高井 美樹	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I7 請求先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部こども課	可児市福祉部福祉課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	項目の追加	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の37の項	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、57の項、64の 項、65の項、87の項、116の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13、16、26、30、 47、57、64、65、87、106、116の項	事前	令和3年度子育て世帯への臨 時特別給付金事務の追加
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	福祉支援課	事後	年1回の見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	年1回の見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	年1回の見直しによるもの
令和2年3月19日	Ⅱ1対象人数いつ時点の計数 か	H26.6.30	R2.3.19	事後	年1回の見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	H26.6.30	R2.3.19	事後	年1回の見直しによるもの
令和2年3月19日	Ⅳ6接続しない(提供)	0	-	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和2年3月19日	Ⅳ6提供リスク	-	十分である	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和5年2月27日	I 1②事務の概要	・ひとり親家庭等の児童の健全育成と福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給する事務。・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の名システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・ひとり親家庭等の児童の健全育成と福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給する事務。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネツトワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 ・サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和5年2月27日	I 1③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバ	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	事価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	Ⅱ 1対象人数いつ時点の計数 か	R2.3.19	R6.1.15	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	II 2取扱者数いつ時点の計数 か	R2.3.19	R6.1.15	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和6年8月20日	Ⅱ3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大 事故が発生したことによるしき い値の再判断に伴う、再実施 によるもの
令和7年1月24日	I 1②事務の概要	・ひとり親家庭等の児童の健全育成と福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給する事務。・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・ひとり親家庭等の児童の健全育成と福祉向上を図るため、児童扶養手当を支給する事務。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム 等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)
令和7年1月24日	I3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項、 別表第一の37の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項、別表の56の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第29条	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号、 別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、 87、106、116の項	【情報照会】 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項 【情報提供】 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	再実施に伴う見直しによるも の(番号法改正)
令和7年1月24日	Ⅱ 1対象人数いつ時点の計数か	R6.1.15	R6.10.15	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年1月24日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	R6.1.15	R6.10.15	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年1月24日	Ⅱ3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年1月24日	Ⅳリスク対策	_	項目の追加	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年1月24日	Ⅳ8人手を介在させる作業	_	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるも の(様式改正による項目追 加)